

地方の実情を反映した社会資本整備を求める意見書

道路をはじめとする社会資本は、我が国の経済社会の発展や安全で豊かな国民生活のために必要不可欠であるが、地方においてはその整備がまだまだ遅れている状況にある。

政府は、この度の衆議院議員総選挙において掲げられた政権公約に基づき、平成21年度補正予算の執行停止及びその組み替え作業を行う中で、高松自動車道（鳴門～高松市境）を含む全国の高速度道路4車線化事業に係る補正予算の執行停止を表明した。

四国の高速度道路網である「四国8の字ネットワーク」の一部を構成する高松自動車道は、本県ひいては四国の経済社会活動を支える基盤として、極めて重要な役割を果たしていることから、当該区間の4車線化事業は、早急に進めなければならないものである。国において、本事業の執行を停止する箇所は、四国と近畿を結ぶ高速交通ネットワークの結節点に位置することから、高速度道路の安全性、定時性等の確保が困難となるばかりか、地域活性化や地域経済の発展等に大きな影響を及ぼすこととなる。

これまで国と地方の協力の下で進められてきた計画や事業が、国の一方的な見直しにより中止あるいは凍結されることになれば、地域社会は混乱に陥り、地方における社会資本整備に一層の遅れが生じることになりかねない。

よって、国においては、地方における社会資本整備の重要性を深く認識し、地方の実情や意見を十分に踏まえた政策決定を行うとともに、高松自動車道の4車線化をはじめ、四国横断自動車道の南進など「四国8の字ネットワーク」の早期完成が実現できるよう、真に必要な事業については今後とも着実に実施するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月19日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗